

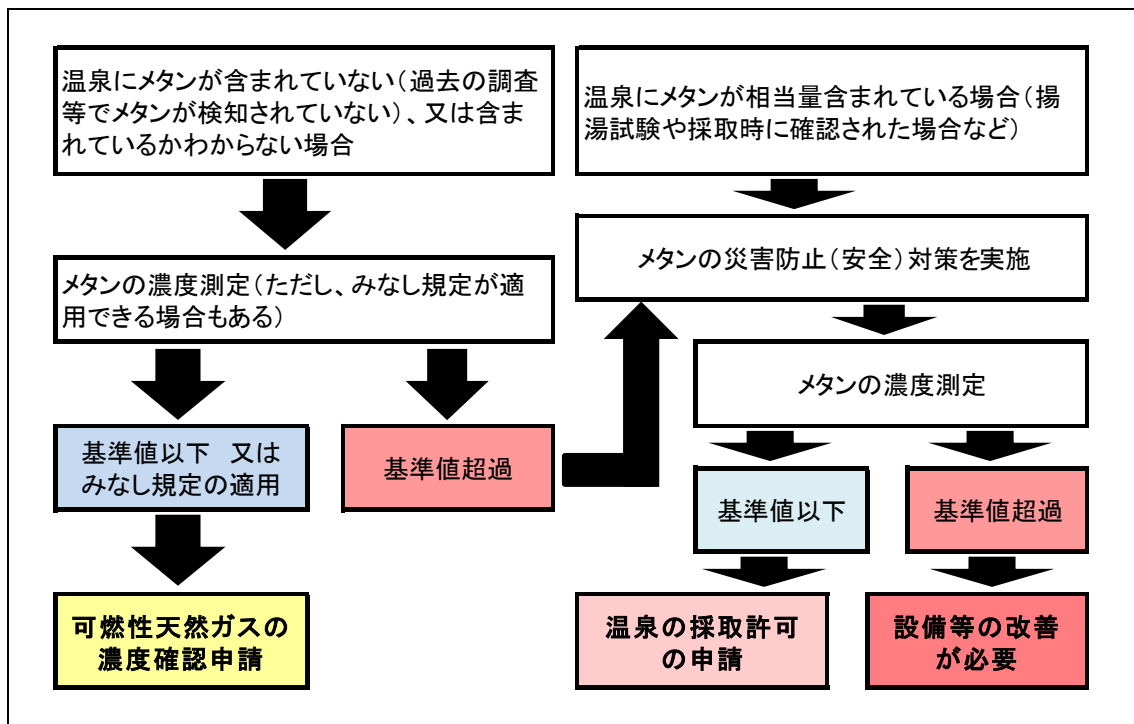
## 温泉採取許可（可燃性天然ガス濃度確認）申請のしおり

温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者は、可燃性天然ガス（メタン）による災害を防止するために、温泉の採取の場所ごとに、県知事に申請して許可を受けなければなりません。（温泉法第14条の2）

申請に係る手続き及び申請書の様式、申請に必要な添付書類等は以下のとおりです。

### 1 温泉採取許可申請の流れ

温泉掘削後、温泉を採取する前に、温泉水に含まれるメタンの濃度と量を測定し、その濃度に応じて、県知事に温泉採取許可申請又は確認申請を行う必要があります。



なお、メタンの濃度測定については、登録分析機関又はこれと同等の能力を有する者により行わなければなりませんので、あらかじめご依頼ください。

### 2 温泉採取許可申請について

メタンの濃度確認を受けた事業者以外の全ての温泉採取事業者は、泉源ごとにメタンの災害防止対策（以下「安全対策」という。）を実施したうえで、メタン濃度が基準値以下となったことを確認（測定）し、県知事に温泉採取許可申請をする必要があります。（法第14条の2第1項）

なお、安全対策が環境省令で定める技術上の基準に適合しない場合は、許可されません。

工事等のやり直しとならないよう、安全対策や確認方法について保健所（部）又は自然保護推進室にあらかじめ相談してください。

#### （１）安全対策の技術上の基準

##### ○「ガス分離施設」の設置

- ・温泉水からメタンを分離するガス分離設備（①ガスセパレータ又は②排出口を設置した貯湯槽）の設置が必要です。
- ・採取許可申請にあたっては、ガス分離設備によりガスが一定程度以上分離されていることを示す測定結果が必要になります。

##### ○「メタン発生設備」は屋外であること

メタン発生設備（①温泉井戸、②ガス分離設備及び①②に設置された排出口）は、屋外に設置しなければなりません。

##### ○適正なガス排出口の設置

- ・ガス排出口（メタン濃度が槽内空気濃度測定法で25%LEL以上のもの）が、床面又は地面から3m以下の場所でないこと。
- ・ガス排出口から水平距離3mかつ垂直距離上方8m又は下方50cmの範囲内に、火気使用設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の入入口（建物の「窓」「吸気口」など）又は関係者以外の者が容易に立ち入れる場所（「ベランダ」「テラス」等）があってははいけません。
- ・ガス排出口までの配管は、必要に応じて、水抜きバルブ、保温用の断熱材等を設置して、水の滞留、凍結等により閉塞されないようにしなければなりません。

##### ○周辺の立入禁止及び火気使用禁止の措置

- ・メタン発生設備から水平距離1m（メタンの発生量が多い泉源では2m）かつ垂直距離5mの範囲内においては火気使用禁止です。柵（フェンス等）の設置その他の方法により、この範囲内を関係者以外立入禁止にするとともに、「火気厳禁」等の掲示を行う必要があります。
- ・但し、メタン発生設備から水平距離が1mしかない場合については、遮断壁を設け、迂回水平距離を1m以上確保すれば基準を満たすことができます。

##### ○配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断

メタン発生設備内部の電気器具からの配線ケーブルがある場合は、制御盤や配電盤等の前に接続箱（ジャンクションボックス）を設ける等メタンの侵入を遮断する措置が必要です。

##### ○日常的な点検の実施

- ・毎月1回以上、ガス分離設備の内部の水位計及びメタン発生設備の異常の有無を目視により点検すること。
- ・上記の点検作業の結果を記録し、その記録を2年間保存しておくこと。

#### ○災害防止規程の作成

以下の災害防止規程を作成し、採取の場所に備えてなければなりません。

- ・災害防止措置の実施体制（安全担当者の選任を含む）に関すること
- ・災害の防止のための点検の項目及び方法に関すること
- ・災害その他の非常の場合に実施すべき措置に関すること等

#### (2) 申請書

温泉採取許可申請書（第5号様式の2）

#### (3) 添付書類

- ① 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- ② 温泉採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- ③ 設備の設置の状況を現した写真
- ④ 省令第6号の2第2項第4号に規定するメタンの濃度及び量の測定の結果を記載した書面（可燃性天然ガス測定報告書）の写し（登録分析機関等に測定を依頼してください。）
- ⑤ 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
- ⑥ 申請者が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面
- ⑦ その他知事が必要と認める書面又は図面

#### (4) 申請書等提出部数

正本1部

#### (5) 申請先

申請地を所管する保健所又は保健部（大分市の場合は自然保護推進室）

#### (6) 申請手数料

35,000円

### 3 可燃性天然ガス濃度確認申請について

泉源においてメタン濃度を測定した結果、基準値以下であった場合には、採取許可申請に代えて県知事に濃度確認申請をすることができます。

#### (1) 申請書

可燃性天然ガス濃度確認申請書（第5号様式の5）

#### (2) 添付書類

- ① 温泉採取の場所（泉源）の状況を現した写真
- ② 省令第6条の12に規定する者によるメタン濃度の測定結果を記載した書面（可燃性天然ガス測定報告書）の写し（登録分析機関等に測定を依頼してください。）

- ③ 省令第6条の12に規定する者によるメタン濃度の測定の実施状況を現した写真  
 (「可燃性天然ガス測定報告書」に写真が掲載されている場合は省略できます。)

(3) 申請書等提出部数

正本1部

(4) 申請先

申請地を所管する保健所又は保健部(大分市の場合は自然保護推進室)

(5) 申請手数料

7,400円

(6) みなし規定が適用できる場合(省令第6条の6第2項)について

以下の事項に該当する場合は、メタンの濃度を測定することなく、濃度確認を受けることができます。このとき、(2)添付書類を省略することができますが、濃度確認申請は行わなければなりません。

- ・温泉付随ガスの気泡が目視できないこと。
- ・近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる泉源のメタン濃度が、環境省の定める基準値以下であること。

※みなし規定が適用できるかは、個別の判断になりますので、申請先となる保健所等に事前に相談して下さい。

#### 4 問合せ先・申請先一覧

| 保健所・保健部      | 担当課        | 連絡先          | 所管する地域      |
|--------------|------------|--------------|-------------|
| 東部保健所        | 健康安全企画課    | 0977-67-2511 | 別府市、杵築市、日出町 |
| 東部保健所国東保健部   | 健康安全・衛生課   | 0978-72-1127 | 国東市、姫島村     |
| 中部保健所        | 健康安全企画課    | 0972-62-9171 | 臼杵市、津久見市    |
| 中部保健所由布保健部   | 健康安全・衛生課   | 097-582-0660 | 由布市         |
| 南部保健所        | 健康安全企画課    | 0972-22-0562 | 佐伯市         |
| 豊肥保健所        | 健康安全企画課    | 0974-22-0162 | 竹田市、豊後大野市   |
| 西部保健所        | 健康安全企画課    | 0973-23-3133 | 日田市、九重町、玖珠町 |
| 北部保健所        | 健康安全企画課    | 0979-22-2210 | 中津市、宇佐市     |
| 北部保健所豊後高田保健部 | 健康安全・衛生課   | 0978-22-3165 | 豊後高田市       |
| 自然保護推進室      | 温泉・地域資源活用班 | 097-506-3025 | 大分市         |

※大分市の場合、温泉掘削(増掘)・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。